

『内部告発の時代』（平凡社新書 813）正誤表

P. 115

（誤）

「上司にあたる教授が医薬品メーカーとの取引を装った裏金作りをしているのに気づき、この年の一月に大学の研究室でそれを止めるよう進言したのが始まりだった。

半年あまりにわたって小川さんと教授の間で交わされた押し問答の様子は、I Cレコーダーで録音されたものが文字起こしされ、裁判で証拠として提出されている。

最終的に不正経理問題を大学当局に通報したところ、大学側は教授の不正を認めて教授に出勤停止二ヵ月の懲戒処分（後に辞職）を決めたが、小川さん自身も大学側から陰に陽に嫌がらせを受けるようになった。これが大学で行われたとは信じがたいほどのことだが、」

（正）

「上司にあたる教授が薬品販売会社との取引を装った裏金作りをしているのに気づき、この年の一月に大学本部へ通報したのが始まりだった。

小川さんの説明によると、小川さんはこの年の一月に教授の不正を大学本部に通報し、大学本部の求めに応じて証拠書類をファクスした。すると大学側はその証拠が学長まで行き渡っているといった詳細情報まで教授へ漏洩してしまい、内部通報を知った教授は小川さんに「もういっしょにやれませんか」と言い放った。

三月に大学は『不正なし』との結論を出したが、かえって不正有無の争いは激しさを増した。研究室の殆どの場所から締め出されるなど激しい嫌がらせを受けたことで、たまりかねた小川さんは同年八月、金沢大学を相手方とする調停を金沢簡易裁判所へ申し立てる。

局面が大きく変わったのは、一一月に新聞記者がこれをかぎつけたことだった。一二月に教授は不正を認め、翌年三月、大学は教授に対して出勤停止2ヶ月の懲戒処分（後に辞職）を下した。

この間の教授と小川さんとの押し問答は、I Cレコーダーで録音されたものが文字起こしされ、裁判で証拠として提出されている。

教授が懲戒処分になった後も、大学側からの嫌がらせは激しさを更に増し、これが大学で行なわれたとは信じがたいほどのことだが、」

p.116

（誤）

「現在の小川さんは、捨扶持を与えられて座敷牢に幽閉されている状態だ。」

（正）

「研究室の殆どの部分から締め出され、講義も奪われた小川さんは、座敷牢に幽閉されたようなものだった。教授が二〇一五年七月に辞職した約三ヶ月後まで、九年以上にわたって嫌がらせは続いた。」